



上川路会計事務所通信

上川路会計事務所

〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070
Fax 099-252-6400

上川路美恵野会計事務所

〒892-0821
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465
Fax 099-223-4348



第188号



所長
上川路 長生

ごあいさつ
はし もと げき じょう
橋下 劇場

6月初旬、二十四節気の『小満』の時ですが、霧島連山では深山霧島(みやまきりしま)が見頃で、登山者の目を楽しませています。色鮮やかなピンクの花が、自然の息吹を感じさせ初夏の訪れを知らせてくれます。若葉の緑が眩しい季節ですが、今日も桜島は活発な爆発的噴火を続けていて観測史上最速で500回を記録、降灰に悩まされる日々が続いています。昨秋の御嶽山噴火、5月に入って箱根大涌谷では地震多発など、各地で火山活動が活発で口永良部島では、5月29日には突然の大噴火で噴煙は9千メートルに達しました。警戒レベルが全国で初めて最高の『5』に引き上げられ全島民が屋久島へと避難したのです。火山国日本では、いつ、どこで大噴火が起きても不思議ではなくて、予知は難しいだけに日頃の備えが重要となっています。

シャープが約1,200億円の資本金を、1億円に減らすことを検討していると報道され『シャープが中小企業に』なるのかと驚きました。誇り高い電機大手企業が恥をしのんで、税の優遇措置のある中小企業に転換するという禁じ手に出ようとしました。液晶テレビで一世を風靡したシャープでしたが、今年3月期決算で2,223億円の最終赤字に転落していました。社員3,500人の希望退職者を募ってさらに大阪の本社ビルまでも売却すると発表したのです。シャープの失敗は時代の流れを読み切れずに過去の成功にこだわり、稼げる事業を育てられなかったことにあります。

今年3月期決算の発表を延期した東芝も不適切会計問題で揺れています。日本を代表する大企業として、お粗末で第三者委員会が全容解明を発表するまで1ヶ月以上を要しています。投資家への情報開示という上場企業の大切な業務を果たせずに、東芝株は急落してしまいました。5月の日本経済新聞の『私の履歴書』は、東芝のライバル日立製作所の川村隆相談役が執筆しています。リーマンショックの衝撃で甚大な影響を受け09年3月期の最終赤字は7,873億円に及びました。日本製造業としてのワースト記録ですが、『沈みゆく巨艦』といわれた瀕死の日立を『選択と集中』でV字復活させて、どんな苦境にあってもリーダー次第で再生できることを証明させてみせたのです。

目次

ごあいさつ “橋下劇場”	…1P
税務カレンダー	…2P
2015年6月の経理・税務チェックリスト	…3P
コラム “断捨離のススメ”	…3P
会計・税務のQ & A	
“美術品に関する減価償却の改正について”	…4・5P
企業防衛対策のおすすめ	…6P
職員コラム 今月の担当: 上別府 勉	…6P
お客様情報 “桜島苑 創設20周年”	…7P
所内ニュース “交流会報告”	…7P
随想 “『百年の森』上川路美恵野”	…8P

大阪都構想の夢が破れた橋下徹大阪市長は、「間違っていたということですね。政治家は僕の人生から終了です」と政界引退の意向を示しました。都構想は、橋下氏が5年以上の歳月をかけて実現に執念を燃やしてきた金看板でした。大阪維新の会を立ち上げて、あの石原慎太郎氏が『総理にしたい』と惚れ込んだほどの大器でした。38歳で大阪府知事当選から7年余り、数々の話題を提供し続けた『橋下劇場』は幕を閉じたのです。

平成生まれで初の大関に昇進した23歳の照ノ富士の伝達式での口上は、「今後も心技体の充実に努めさらに上を目指して精進します」とシンプルでした。スケールの大きな取り口に底知れない潜在能力を持つモンゴル出身の照ノ富士は、横綱への決意を口上に込めたのです。同級生の逸ノ城と2人のモンゴル新世代の台頭は、人気回復が著しい大相撲に新風を吹き込んでくれました。白鵬の独走を阻止した実力はすでに、白鵬に並んだといわれます。それにしても稀勢の里をはじめとした日本人力士のふがいなさに、国技の面目をすでに失ってしまっています。

『旧集成館』など鹿児島市の3資産を含む23の遺構・施設が『明治日本の産業革命遺産』として世界文化遺産の登録に向けて大きく前進しました。近代化に向かう日本の光と影を持った『人類共通の宝物』として、後世に伝えたいものです。
(平成27年6月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに・



4月決算会社申告書提出

2015年6月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10 	11	12	13
14	15 	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30 				



6月30日まで

- 4月決算法人の確定申告
- 10月決算法人の中間申告
(半期分)
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 7月決算法人 第3四半期分
 - 10月決算法人 第2四半期分
 - 1月決算法人 第1四半期分
- 1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 年税額4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告



6月15日まで

- 所得税の予定納税額の通知

6・8・10・1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村条例で定める日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の第1期分の納付



6月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付



業務に漏れはありますか？チェックしてみましょう！

個人住民税の特別徴収の開始

個人住民税の税額は、毎年6月から新年度分に切り替わります。各社員の住所地の市区町村から送られてくる通知書に基づき、6月～来年5月までの12ヶ月間で徴収・納付します。給与台帳や給与計算表への転記、給与ソフト等のデータ変更間違いがないか確認しましょう。また、原則、納付期限は徴収した月の翌月10日です。ただし、給与支給人員が常時9名以下の事業所については、特別徴収住民税、源泉所得税を年2回にまとめて納付できる特例があります。特別徴収住民税の平成26年12月～平成27年5月徴収分は、6月10日が納付期限になります。

売掛金の回収状況の確認

売掛金の回収状況は、資金繰りを左右しますので、管理・確認をしっかりと行いましょう。予定通り入金されているか、不良化の危険がある売掛金はないか、不良化の危険がある場合にどう対策をとるか、入念に確認・検討を行うことが大切です。

賞与支払届の提出

賞与を支給した場合、従業員から社会保険料を徴収して納付する義務があります。支給日から5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を提出することになっています。

労働保険の年度更新

労働保険の年度更新時期です。7月10日までに手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しましょう。

障害者、高年齢者雇用状況報告書の提出

障害者及び高年齢者の雇用状況報告書の提出期限は7月15日までですが、管轄のハローワークによっては、6月末までに提出してもらうようアナウンスしています。早めに確認しておきましょう。

コラム

断捨離のススメ



断捨離(だんしゃり)とは、ヨガの「断行」、「捨行」、「離行」という考え方を応用して、人生や日常生活に不必要なものを断ち、捨てることで、ものへの執着から解放され、身軽で快適な人生を手に入れようという考え方のことを言うそうです。出来る場所から少しずつ断捨離して、スッキリしてみたいはいかがですか？



断捨離のコツ

「もったいない」「まだ使える」という考え方ではなく「自分に必要か」問いかけてみる
断捨離の時間軸は、今！今の自分にとって必要かどうかを考える

断捨離の方法

仕分ける

- ・カテゴリ別に仕分ける(本、衣類、ケーブル類などカテゴリ別に分類)
- ・「とっておくもの」、「捨てるもの」、「どちらかわからないもの」の3種類に仕分ける
- ・一度仕分けができれば、「どちらかわからないもの」のみ再度仕分けし、半分の量に減らす

再度仕分ける

一回目の仕分けから一ヶ月程度置き、もう一度同じプロセスを繰り返す
捨てるに捨てられなかったものも、だんだん手放せるようになってきます！

不用品を処分する

- ・欲しがっている人にあげる
- ・売れるものは売る
- ・デジタル化する

放棄する

をした後に残ったものを捨てる

スッキリした状態をキープする

- ・新しいものをひとつ買ったなら、ひとつ捨てる
- ・ものに「有効期限」を定める。期限を過ぎたら捨てどき
- ・買うのに迷ったら本当に必要かどうか、時間を置いて考えてから買う
- ・より使いやすいうように整理整頓する



迷ったらこれを読もう！

断捨離に役立つ(ちょっと厳しい)名言集

- ・迷ったらゴミ
- ・使わなきゃゴミ
- ・失くしても買い直さないものは捨てる
- ・「いつか使う」の「いつか」は来ない
- ・「使えるか」ではなく「使っているか」
- ・高いものは仕舞わずにすぐ使う
- ・古い化粧品は女を古くする
- ・「お得」を理由にものを買わない
- ・たくさん服を持っていても、いつも同じ服着てるでしょ？
- ・思い出の品を捨てても、思い出は消えない
- ・過去を捨てなくては、未来の場所がない
- ・服があるから福が来ない。紙があるから神が来ない
- ・心の隙間をゴミで埋めるな、言い訳するより振り分けよう
- ・明日は明日のゴミが出る

unnecessaryなものを捨てる、本当に大事なものがみえてくる！ここに断捨離の醍醐味があるといえそうです

?



テーマ 『 美術品に関する減価償却の改正について 』

美術品を購入した際に、これが減価償却資産に該当するかどうかの判定について改正が行われました。平成27年1月1日以後取得する美術品等については新しい取扱いが適用されています。どのように変わったのかを見ていきましょう。

Q. 非減価償却資産とは？

固定資産のうち以下のものは、時の経過によって価値が減少するものではないので、減価償却資産からは除かれ、原則、帳簿価額は下がりにません。

非減価償却資産	土地
	土地の上に存する権利（借地権・地上権など）
	電話加入権（自動車電話や携帯電話の契約料は電気通信施設利用権（無形固定資産）なので、少額減価償却資産の取扱いを適用して、一時に損金算入できます。）
	書画骨董（時の経過により価値が減少することが明らかなものについては減価償却できます。）

【旧】平成26年12月31日まで の美術品等の価値判断

絵画や彫刻、掛け軸などの美術品や工芸品など、時の経過によりその価値が減少するかどうかの判断が極めて難しいため、いくつかの判断基準が以下のように設けられていました。

判断基準			
古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの	美術年鑑等に掲載されている作者の制作物	装飾目的のみ使用されるコピー品	左記のいずれにも該当するとは断言できない美術品等のうち、その取得価額が1点20万円（絵画は1号2万円）未満のもの
非減価償却資産			減価償却資産

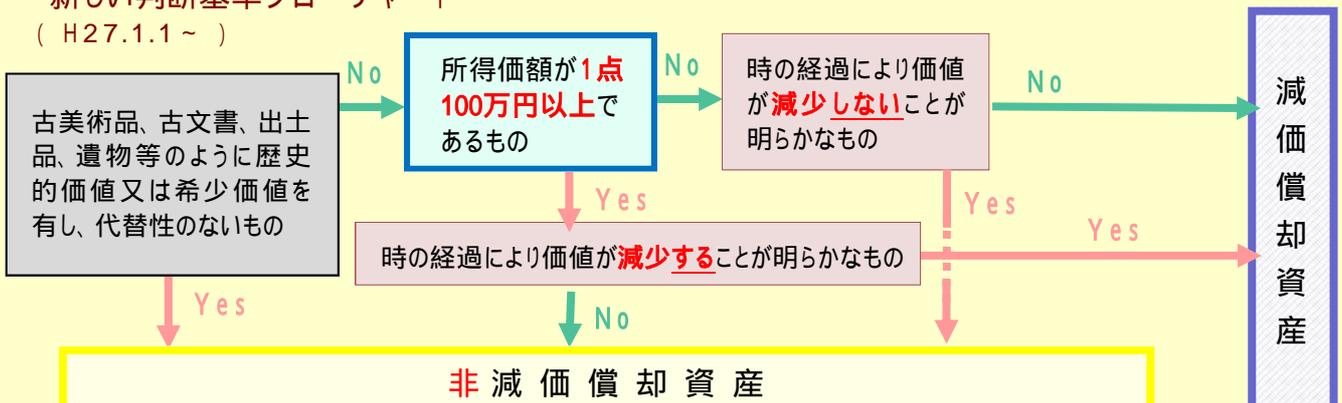
平成27年1月1日から は、新しい判断基準として以下のように改められました。

1点当たりの取得価額が100万円未満	原則として、減価償却資産 (注)「時の経過によりその価値の減少しないことが明らか」である場合には、非減価償却資産に該当
1点当たりの取得価額が100万円以上	原則として、非減価償却資産 (注)「時の経過によりその価値の減少することが明らか」である場合には、減価償却資産に該当

判断の順序としては以下の流れで判定していきます。

新しい判断基準フローチャート

(H27.1.1 ~)



Q 「時の経過により価値が減少することが明らかなもの」とはどのようなものをいいますか？

例を挙げると以下のようなものをいいます。

(例) 不特定多数の者が利用する場所(会館のロビーや葬祭場のホールなど)で無料公開している装飾品や展示品等のうち、次のいずれにも該当するもの

移設することが困難で、その用途にのみ使用されることが明らかなもの

他の用途に転用すると仮定した場合に、設置状況や使用状況から美術品等としての市場価値が見込まれないもの

Q 平成27年1月1日以前に既に取得している美術品等については従来そのままですか？

平成27年1月1日より前に取得した美術品等については、なにもしなければ従来そのままですが経過措置により同様の取扱いを受けることが可能です。

経過措置とは

従前より非減価償却資産として計上している美術品等も、適用初年度()に改正後のフローに従って減価償却資産に該当するかの再判定を行い、減価償却資産に該当することとなった美術品等に関し、その適用初年度以後の事業年度において減価償却を行うことができます。

適用初年度とは... 法人は平成27年1月1日以後最初の開始事業年度、個人は27年分

チュ〜イ!



適用初年度において減価償却資産の再判定を行わなかった美術品等については、従前の取扱いのとおり、減価償却を行うことはできないことになるので要注意です。

Q 上記再判定により減価償却資産に該当することとなった美術品等はどのように取り扱うのですか？

改正後の再判定により減価償却資産に該当することとなった美術品等は、平成27年1月1日以後最初に開始する事業年度から減価償却を行うこととなります。この場合、償却方法は以下ようになります。

取得日を実際にその美術品等を取得した日とする場合
実際に取得した日に応じて、該当する時期の償却法を使用する

取得日を適用初年度開始の日とみなすこともできる(その場合)
定額法又は200%定率法を使用する

美術品等の取得日	原則的取扱い	H27.1.1に取得したものとみなす場合の取扱い
H19.3.31 以前	旧定額法 又は 旧定率法	定額法 又は 200%定率法
H19.4.1 ~ H24.3.31	定額法 又は 250%定率法	
H24.4.1 以後	定額法 又は 200%定率法	

H27.1.1現在、中小企業者等に該当する法人は30万円未満の美術品等について一括償却も可能となります。ただし、1事業年度当たり300万円の上限有(措法67の5)。

美術品等の耐用年数

減価償却資産に該当する美術品等の法定耐用年数については、各美術品等の構造や材質等に応じて、法定耐用年数表に従い判定することとなります。

【例】「器具及び備品」の室内装飾品に該当する場合
室内装飾品のうち主として金属製のもの ... 15年
金属製の彫刻 等

室内装飾品のうちその他のもの ... 8年
絵画・陶磁器・彫刻(金属製以外のもの) 等

美術品等の取得価額

当該資産の購入の代価と当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額が取得価額となります。

【取得価額に含まれるもの】

引取運賃・荷役費・運送保険料・購入手数料・関税等その資産の購入のために要した費用・据付費等

【例】 Q. 絵画の額縁は取得価額に含まれますか？

A. 上記内容から判断すると、一般的には額縁もその絵画の一部として取得価額に含まれるものと考えられます。



企業防衛対策のおすすめ

このコーナーは、当事務所の生命保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策についてご紹介するコーナーです

退職金制度の概要 と 保険の活用

企業にとって準備しなければならないのが、将来の退職金財源です。様々な問題を含み、長年にわたる準備が必要です。

現行制度で **社員さん向け** では以下のような **退職金制度** があります

1. **中退共 = 中小企業退職金共済**
新規加入、掛金の増額に対して国の助成制度あり
2. **特退共 = 特定退職金共済**
国の承認により、商工会議所・商工会等の団体が実施
3. **確定拠出年金(企業型・個人型)**
拠出された掛金が個人毎に区分され、掛金と運用の合計を給付

* 掛金は損金処理ですが、各制度には、規程・規約がありますので、確認をして検討する必要があります。



一方、**経営者・役員さん向け** では、法人で損金処理できる制度がありませんので **保険の活用** が有効です

- | | |
|------------------------------------|-----------------------|
| 1. 法人全体での対応(社員・役員)が可能 | = 経営者・幹部社員の保障も確保できる |
| 2. 金額・時期の設定に自由性がある | = 公的制度とは違い、資金の拘束性がない |
| 3. 全額損金タイプ・1/2損金タイプなどの種類がある | = 資金繰りなど、他の資金用途にも対応可能 |

* **ご要望に合った試算**が出来ますので、担当者までお申し付け下さい。



上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ自分の趣味やハマっていることについて紹介しています。
職員それぞれの個性を楽しんでいただければ幸いです

テーマ：ことば

今月の担当：監査部 上別府 勉

先日とある研修会に参加しまして講演を聴いていたのですが、講師の方がお話になる言葉の中に初めて聞くようなカタカナ語が多くて、手許のパソコンで調べながら聴いていたのですがお話の内容があまり判らないまま終わってしまいました。10年ちょっと前にISOやITコーディネータなるものの研修を受けていたときの3文字の英文字略語にもかなり苦戦しましたことを思い出しました。

日本語の略語でさえ時折わからないものがあるのに、普段英語を使うことのない身には文字の意味することが余計わからず単なる記号の羅列でしかなく、なんでこんな訳の分からん言葉を使っているのだろうと当初は思っていました。数年経つと慣れてしまっていました。



専門分野に関することなどで、日本語とは異なる言語を翻訳するとき、日本語にうまくあてはまる言葉がなかったり既に定着しているような言葉だったら仕方ないかなとも思えるのですが。

最近テレビや新聞でも英文字略語やカタカナ語をよく目にするようになりました。言葉は変化していくものであり、同僚が外国人なんて会社が増えつつあるグローバル化の世の中なので、こんなことを愚痴っていてもしょうがないのかなと感じながらも、日本の政治家の方が日本人の有権者に「マニフェスト」だの「アジェンダ」だのはどうかとも思います。

私たちの仕事も他の方に説明したりすることが多い仕事です。言葉というものが相手に自分の思いを伝える大事な手段であるということのを再認識して、今後もわかりやすい表現ができるように努力していきたくと思います。

桜島苑 創設20周年

平成27年5月9日(土)、鹿児島サンロイヤルホテル(太陽の間)にて桜島苑創設20周年記念祝賀会が催されました。



あたたかい憩いの場で
生きがいのある生活を

わが国は世界有数の長寿国となりましたが、寿命が延びるにつれて、心身の不自由な高齢者の占める割合も高くなっています。当施設は平成7年5月1日に開園しましたが、おもに鹿児島市桜島地区、鹿児島郡三島村、十島村や垂水市の住民を対象にサービスを行っています。高齢化していく社会の中で、常に「明るい豊かな老後を担う」ことを目指し、高齢者の生きがいのある生活の場を整え、より良い福祉施設として、その責務を果たしていきたいと思いをします。

桜島苑の基本方針としては、これからの高齢者福祉施設として、「日常生活をする場」とともに、「家族や地域社会とのコミュニケーションの場」及び「近隣住民が利用する場」という要素が機能しあう施設として、住民の方々、各種団体、学校、利用者の家族等による多くのボランティア活動のご協力を頂き、地域一体となって運営を展開していきたいと思いをします。

皆様のあたたかいご支援、ご協力をお願い致します。

社会福祉法人 桜岳会 理事長 今村 進一

社会福祉法人 桜岳会
桜島苑

桜島のマグマのように
あつい心で 利用者様に接し、
家族や地域と連携して、
健全で安らかな生活ができる様支援します。

介護老人福祉施設

TEL 099-293-2800
FAX 099-293-2827

通所介護事業所

TEL 099-293-2805
FAX 099-293-2827

訪問介護事業所

TEL 099-293-4411
FAX 099-293-4413

居宅介護支援事業所

TEL・FAX 099-293-4413

訪問給食サービス事業所

TEL・FAX 099-293-4413

〒891-1419 鹿児島県鹿児島市桜島横山町1722-45

H P <http://www4.synapse.ne.jp/sakurajimaen/>

交流会報告

6月8日(月)、以前から親しくお付き合いさせていただいております税理士法人 押井会計事務所、株式会社 吉田経営の方々と5月申告の打上げを兼ねた交流会を行いました。三社合同ということで、とても賑やかな交流会となりました。



共に学び成長し続ける仲間として、
楽しい飲み会になりました。
これから、さらに交流を深めて、
情報の交換ができる会に
していきたいものです。



誕生日祝いのサプライズもありました



六月の初めに梅雨入りして以来の連日の雨に青空を懐かしく感じる頃ですね。

先月、NHKで『明治神宮 不思議の森 ~100年の大実験~』という番組を放送していました。

明治神宮は私も参拝したことがあります。都会のまん中にぽっかりと出現した異空間の様に社と森があります。鎮守の森は神域として人の立ち入りを禁止されていますので外から伺うだけですが、木々が生い茂った、まるでるか昔からそこにあるような佇まいを見せていたのを覚えています。

ところが、この森が実は百年ほど前はただの荒地であり、そこに人工的に作り出されたものだったので驚きました。

大正のはじめ、明治神宮の創建に合わせて鎮守の森を作り出す計画が始まりました。当時の学者たちが「人が手をかけなくても永遠に神聖で荘厳な森」にふさわしいのは何かを検討し、椎・榎などの常緑の照葉樹を植えることに決めたそうです。

当時の林苑計画書には、植えた直後から木々の成長や樹木間の生存競争を予測して導き出した五十年後、百年後、百五十年後の森の姿が描かれています。

そして、百年を経た現代、明治神宮の鎮座百年を機にその森の大規模な生態調査が行われました。その結果、タヌキやオオタカが住みつき、珍しい植物や昆虫たちの宝庫であることが分かりました。

当時の林学博士らが予測したとおり、荒地に百年をかけて原始の森を作り上げることに見事に成功したのです。

面白いのは、計画時の総理大臣であった大隈重信はこのような森に反対していたことです。常緑広葉樹の森では藪のようだ、伊勢や日光のような整然とした杉並木が良いという意見だったようですが、林学者たちは、東京の地質や気候を考慮すると杉林は難しいというデータを武器に自説を主張しました。もし、権力者の意向を受けて計画を変更していたら、このような森は生まれていなかったことでしょうか。確かな理念と科学的な知識を持って百年後を見通し、それを貫いた見識は素晴らしいと思います。

明治神宮の森の調査時に撮影された動植物の写真は写真集にもなっていて、それを見ると東京のまん中に本当にこんな世界があるのかと驚かされます。この先、百年後二百年後もどうかこのままでいて欲しいと思います。

目まぐるしく変動する現代において近い将来ですら予測の難しい時代です。

しかし、だからこそ、強い思い、理念が百年先を見通す力になります。

六月十日は時の記念日です。自分自身が大切にしたいものは何か、未来はどのようになっていたいのかを改めて考えるきっかけにしたいと思います。



小さな手雨蛙追いはね回る 美恵野

編集後記

鹿児島も梅雨入りし、連日の雨に憂鬱になりがちな今日この頃です。5月29日には、口永良部島で爆発的な噴火がありました。同じ頃、桜島も活発に大きな噴煙を上げていて、不安をあおるように当事務所の上空を火山灰が覆って暗い影を落としていました。口永良部島での住民の方々の迅速な避難は、報道の中でも取り上げられていましたが、いざという時にどう行動したらいいのか、改めて確認しておきたいものです。

連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400

E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp

URL <http://www.kaikei-home.com/kamikawaji/>

上川路会計

検索

広報委員会 上川路美恵野 福留 伊集院 赤塚 本田 西

ご相談は上川路まで!

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

